慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法二七〕共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地 の記載が単に「東京都」である約束手形の効力 (昭和三四年一〇月八日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1962
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.35, No.10 (1962. 10) ,p.68- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19621015-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

八(二二六)

実

はあるまいか。私は、この判決を機縁として、会社側の労務管理が しい転機にきていることを、よくよく認識しなければならないので 大きく合理化されるべきことを、つよく期待するものである。 (一九六二・七・二五) (田中

(商法 二七〕 の記載が単に「東京都」である約束手形の効力 共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地

「一般民集一〇巻一〇号二一一五頁 「昭和三三年(と)第一〇三号・第一七八号約束手形金請求併合事件 「昭和三四年一○月八日東京地裁判決

会社北海道拓殖銀行築地支店」と記載された約束手形の効力 二、共同振出人の肩書地が異なりかつ支払地および振出地「東京 【判示事項】 一、支払地および振出地「東京都」支払場所「株式 日、原告Xに宛て支払地および振出地を東京都、支払場所を自宅、

都」支払場所「自宅」と記載された約束手形の効力

【参照条文】 手形法七六条

を振出し交付し、また被告YY%両名は共同して昭和三一年四月一四同年五月三一日とする約束手形 二通(以下、一、二号手形と称する)店、金額を一〇万円、満期をそれぞれ昭和三一年五月一五日およびよび振出地を東京都、支払場所を株式会社北海道拓殖銀 行 築 地 支【事実】 被告Yは昭和三一年三月一四日、原告Xに宛て支払地お

区以下、三、四号手形には共同振出人がの肩書地として芝南佐久間でいるにすぎないが、一、二号手形には振出人がの肩書地として港のように支払地および振出地として単に「東京都」とのみ記載され四号手形と称する)を振出し交付した。ところで本件各手形には右四号手形と称する)を振出し交付した。ところで本件各手形には右のように支払地および同年五月一三日とする約束手形二通(以下三、金額をそれぞれに入口の肩書地として芝南佐久間のようによりには大いの肩書地として芝南佐久間のようによりには、一つの肩書地として芝南佐久間のようによりには、一つの肩書地として芝南佐久間のようによりには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のよりには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間のようには、一つの肩書地として芝南佐久間の本には、「一つの肩書は、「一つの肩書」を表している。

である。Xは本件各手形の支払地および振出地が単に東京都と記載手形所持人として右の各手形の支払を求めて訴を提起したのが本件町以下、同Yのそれとして中央区以下の記載がなされていた。Xが

されているにすぎなくても、 振出人の肩書地の記載があるから、

者をもつて振出人と解すべきであるから、本件各手形は無効とはな に選択権のある選択的記載と推定すべきか、又は筆頭に記載された 同振出人の肩書地が異なつているが、そのような記載は手形所持人

では手形の偽造および裏書の連続の欠歓が若干問題とされているが評釈 人の肩書地をもつて補充すべきか不明であると主張した。(なお本件 とくに三、四号手形は振出人が二名であるから、いずれの振出 あり、振出人の肩書地の記載があつても救済されえない もの であ 地および振出地の記載は必要的記載事項の記載を欠く無効のもので らない旨主張した。これに対し、Y173は抗弁として右のごとき支払

【判旨】 Xの請求認容

上重要でないと思われるので省略する。)

みなされるのであり、また同法同条三項により振出地は特別の表示 の記載がなくても、 る。従つて、振出人の肩書地の記載があれば、支払地および振出地 も、振出人の肩書地の記載があればその地において振出したものと なきかぎり支払地にしてかつ振出人の住居地とみなされ るの で あ 「約束手形は手形法七六条四項により振出地の記載 が なく て その手形が直ちに無効となるものではないので

れが支払地および振出地となるのであり、また三、四号手形では共 ے らないと解すべきである。」 の都道府県名の記載があるだけでは特別の表示がある場合にはあた ものであるから、 方又は双方が振出地と異なる地である旨の記載がある場合をいう 振出地および支払地として振出人の肩書地と同一

これをなしたものと解すべきこと約束手形の振出という行為の性質 う行為を共同してなす以上、各自手形債務を負担する意思をもつて ものとみるべきでない。けだし、約束手形の振出人が手形振出とい つて振出したものと推定すべきで、手形が要件の記載を欠き無効な つて手形の支払地とし、これを所持人をして選択せしめる意思をも 出地の記載がないときは、振出人はその肩書地のいずれか一方をも 二「振出人が二名以上あつてその肩書地が異なり支払地および振

つて手形取引の敏速安全を害するおそれがないからである。 きるのであるから、 れをみれば自己の選択によりいずれか一方に支払を求めることがで するところといわなければならないし、更に手形所持人についてこ から、 故に、 満期の日に手形金の支払請求を受けることは各振出人の予期 本件各手形の必要的記載事項の記載がない部分は、振出人 その支払が特に不確実となるおそれがない、従

ものとし振出を無効ならしめる意思があつたものとみるべきでない

上明らかというべきであつて、特に支払地および振出地を不明確な

六九

の肩書地の記載があることにより手形法による救済が認められるか

ある。そして右の特別の表示とは、支払地および振出人の住居地の

ら、本件各手形はすべて有効である。

【評釈】 本件各手形を有効とする判旨の結論には賛成であるが、

その理由には疑問がある

○頁、同大正一三・一二・五民集三巻五三○頁、小切手の支払地に関しては大判大正一五・八頁、同明治三六・一○・三一民錄九輯一二○三頁、同大正二・一○・二○民錄一九輯八四 形面上に実質的に具備されていればよいと解すべきであるから(鈴木 の記載方法としては必ずしも支払地欄に記載することを要せず、 地の記載として不適法であることはいうまでもない。しかし支払地 よつても、 法Ⅱ」二○○頁、大隅―河本「手形法小切手法」一一頁) 従つて右のいずれに一九頁、鈴木「手形法小切手法」一八七頁、石井「改訂商)。 従つて右のいずれに 会的に通ずる称呼をもつて表示され、その範囲が客観的に確定して い地域の記載は不適法であるが、それより狭い地域ならばそれが社 ためであるから、 要求するのは手形上の行為をなすべき場所を確定する手段を与える 五巻四二六頁)。 しかし支払地について通説は手形法が支払地の記載を五・二三民集)。 しかし支払地について通説は手形法が支払地の記載を とは最小独立行政区画を指すものと解されている (大判明治三四・一〇・ て適法であると解している(形法小切手法」八六頁、伊沢「手形法小切手法」三て適法であると解している(田中耕「手形法小切手法概論」二八四頁、竹田「手 判旨第一点について それが行政上の区画と一致しなくても支払地の記載とし 本件のごとき単なる「東京都」の記載は広きに失し支払 この趣旨に反するような最小独立行政区画より広 判例によれば支払地、振出地等の「地 手

前掲三二一頁、大隅−河本・前掲一一頁)、支払地の記載が全然ない場合にも、掲−九○頁、石井・前掲二○○頁、伊沢・)、支払地の記載が全然ない場合にも、

K

及する)。この点判旨は本件各手形には支払地および振出地として単

「東京都」と記載されており、最小独立行政区画たる「区」が記

手形については支払地の複数記載が問題となるがこれについては後に論適法な支払地の記載があるものと 解すべきである (ただし三、四号

港区を、東京地判昭和三二・二・一一下級民集八巻二号二五八頁は支払地東京都、支払、頁は支払地東京都、支払場所株式会社大阪銀行虎の門支店の記載から支払地として東京 認めている)。このことは、本件のごとく支払地欄に不完全な記載が京市を失べ)。このことは、本件のごとく支払地欄に不完全な記載が 形における支払地「東京都」なる記載は支払場所「自宅」なる記載 京都中央区内に所在することが推知しうる筈である)、また三、四号手 形の支払地および支払場所の記載からして北海道拓殖銀行築地支店が東 と認められ 銀行築地支店の記載と相まつて支払地東京都中央区の記載あるもの における支払地「東京都」なる記載は支払場所株式会社北海道拓殖 支払地として東京都台東区を夫々認めている)。 すなわち本件一、二号手形ことを容易に知ることができる筈であるとして、)。 すなわち本件一、二号手形 の支払地及び支払場所の記載自体からして共積信用金庫本店が東京都台東区内に所在する所共積信用金庫本店の記載からいやしくも手形取引に関係しようとする程の者なら右手形 ある場合でも同様に解すべきである(||八・五・三||○東高民時報四巻||号三二ある||鈴木・前掲||九○頁。なお東京高判昭和 律新聞二七七八号六一頁は支払場所株式会社中井銀行大塚支店の記載から支払地として合資会社左右田銀行東京支店の記載から支払地として東京市を、大判昭和二・一二・三: る (大判大正五・六・三○民録二二輯一二九九頁は支払場所株式会社第七銀行浜松支店の) (大判大正五・六・三○民録二二輯一二九九頁は支払場所株式会社第七銀行浜松支店の 載から当然支払地を推知できるならば支払地の記載があると認めら 支払場所の記載が支払地の記載を含んでいるか、 (振出人の肩書地と同一の場所を指すものと 解しうる) と相まつて (いやしくも手形取引に関係しようとする程の者なら右手 又は支払場所の記

載されていないので支払地および振出地の有効な記載がないとして

手形法七六条三項四項の適用により本件各手形の方式上の不備を救

振出行為の準拠法を定める基礎として意義を有するにとどまるので とするまでもなくそれ自体適法なものと解すべきである. 旨のごとく振出地の記載がないものとして手形法七六条四項を問題 とおりであつて、本件各手形の振出地「東京都」という記載は、 号三四頁、小切手につき同昭和三三・六・二五判例時報一五六号三二頁)昭和三二・二・一一前掲二五八頁、同昭和三三・九・一八判例時報一六四) とは学説(九二頁、大隅―河本・前掲|六頁)および近時の下級審判例(地判とは学説(伊沢・前掲三三六頁、鈴木・前掲|)および近時の下級審判例(東京 となりうる限り最小独立行政区画より広狭いずれでも差支えないこ あるから(条および同法四一条四項参照)、その表示は準拠法決定の基準 項四項の適用はないこととなる。次に振出地の記載は主として手形 な支払地の記載ありと認められる場合であるから、手形法七六条三 四|号三九頁))、前述のごとく、本件は支払場所の記載と相まつて適法☆判例時報二))、前述のごとく、本件は支払場所の記載と相まつて適法 振出人からはその無効が主張できないと解する判例もある (東京地判昭和 うな支払場所においてなした手形所持人による支払のための呈示に対し 場所の記載の効力が問題となる。 払地は東京都港区となりその結果東京都中央区内の場所を指定した支払 済しているようであるが (判旨の見解によれば本件一、二号手形の支 通説はこれを無効と解するが、そのよ の認める

および振出地 判旨第二点について 本件三、 「東京都」支払場所「自宅」なる記載がありかつ共同 四号手形においては、 支払地

判

半 例

研 究

> が る場合に、これを重畳的記載とみるべきか、 から認めても差支えないであろう。 に選択権があるかを手形上確定することが困難であるかも知れない 甚だしくこれを認めるべきでないが 払のための呈示をしなければならないところから所持人の不利益が 権がある限り所持人の利益を害しないから適法であると解している 人の肩書地が振出地、 く解すれば(支払場所が自宅となつているところから共同振出人の肩書 振出人の異なる肩書地の記載があるため支払地について前述のごと かは問題である。 (|八九頁 |)。 思うに 重畳的記載は短期の法定期間内に 各支払地で支 (掲八七頁、伊沢・前掲三二四頁) 少数説は、選択的記載は所持人に選択(田中耕・前掲二八五頁、竹田・前) 少数説は、選択的記載は所持人に選択 て、その複数記載は重畳的・選択的共に不適法であると解しているが ついて通説は支払地は単一に確定せられることを要する もの とし も (重項四項参照)結局右と同一の問題が生ずることになる。 この点に あることになり、その適法性が問題となる。 地がそれぞれ支払地と認められることになる) 九二頁は重畳的記載・選択的記載ともに認める)、 所持人に選択権がある以上所持人の利益を害するおそれはない もつとも本件の如き約束手形の共同振出の場合、 従つてまた支払地とみなされるものと解して ただ支払地が単純に並記してあ (これに対し山尾「新手形法論」 選択的記載とみるべき また判旨のように振出 複数の支払地の記載が 選択的記載 は

振出人の肩書地が異なりかつその肩書地がそれぞれ支払地と認めら

特に支払地を重畳的に記載し振出を無効ならしめる意思があつたも と推定すべきであつて (原昭和三五・三・一〇判例タイムズ一〇五号六三頁)、と推定すべきであつて (東京地判昭和五・二・一〇法律新報二三二号二一頁、)、 して手形所持人をして之を選択せしむべき意思の下に振出したもの す以上振出人はその肩書地のいずれか一方をもつて手形の支払地と と考える。なぜなら約束手形の振出人が手形振出行為を共同してな れるときは、判旨のように選択的記載として有効と解するのが妥当

のとみるべきでないからである。なお支払地が単純に並記してある

ときは筆頭者の肩書地をもつて支払地とみなすという解釈もあるが

、元民集六巻六四六頁)、 支払地複数の場合には初頭に記載してある地、大判昭和二・一一・一)、 支払地複数の場合には初頭に記載してある地

妥当である。 みとめられることとなる。従つてこれと同様の結論を認める判旨は る手形として有効であり、手形所持人は自己の選択によりいずれか に、本件三、四号手形は共同振出人の肩書地をそれぞれ支払地とす にはないのであるからこのような 解釈には賛成できない。 要 する において支払うべき旨の規定は小切手法 (二項) にこそあれ、手形法 一方の振出人の肩書地で支払のための呈示をすれば、呈示の効力が

号六九頁の判例評釈があり、いずれも判旨の結論に賛成している。 文・立命館法学三六号一三五頁および島十四郎・ジュリスト二四五 (昭和三七・八・五稿) (阪埜 光男)

本件については、

藤井俊雄・商事法務研究一六四号八頁、塩田親

(二一四〇)